

## 即日審判について

名古屋家庭裁判所本庁では、次の種類の申立てのうち、申立人（又は法定代理人）本人が来庁し、適法な申立て又は申述をし、資料も整っているものは、申立てのあったその日に裁判官が審理・裁判します。ただし、事案によってはその日のうちに審判ができないこともありますので、ご了承ください。

なお、来庁時には必ず申立人（又は法定代理人）本人の印鑑、身分を証する書類（運転免許証、パスポート等）を持参してください。

**※ 収入印紙（申立手数料）は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してからお越しください。**

### 1 即日審判のできる申立ての種類

#### (1) 子の氏の変更許可（ただし、次の場合に限ります。）

- ア 申立人が未成年者である場合は、親権者の氏へ変更する場合であること
- イ 認知された子が父の氏に変更する場合でないこと
- ウ 申立人が未成年者である場合は、親権者と同居している場合であること

#### (2) 相続放棄の申述（ただし、次の場合に限ります。）

- ア 申述人が、第1順位の相続人又は配偶者であること
- イ 被相続人の死亡日から3か月以内の申述であること
- ウ 被相続人が外国人でないこと

#### (3) 相続の承認又は放棄の期間伸長（ただし、次の場合に限ります。）

- ア 申述人が、第1順位の相続人又は配偶者であること
- イ 被相続人の死亡日から3か月以内の申立てであること
- ウ 伸長を求める期間が、被相続人の死亡日から6か月以内であること
- エ 被相続人が外国人でないこと

### 2 即日審判のできる受付時間や実施期間等

#### (1) 受付時間等

- ア 午前9時～午前11時まで  
午後零時頃に審判書謄本等を交付
- イ 午前11時～午後零時、午後1時から午後2時まで  
午後3時頃に審判書謄本等を交付

**※ 上記の時間内に申立ての手続が終えられるよう、時間に余裕を持ってお越しください。**

**※ 即日審判の対象になるのは、受付当日来庁した申立人（又は法定代理人）本人が、審判書謄本等の交付時間に再度来庁していただける方に限ります。**

#### (2) 実施期間

裁判所の休日及び以下の日（実施しない日）を除く毎日

（実施しない日）

- ・ 3月21日～4月4日
- ・ 7月21日～8月31日の午後
- ・ 12月20日～12月28日